

所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費（Ⅰ）の算定条件

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④ 肺炎及び尿路感染については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度等を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※令和04年度 所定疾患施設療養費（Ⅰ）算定状況

診断名／年月		令和04年度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	治療日数	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14

※令和05年度 所定疾患施設療養費（Ⅰ）算定状況

診断名／年月		令和05年度												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※疾患別の主な治療内容

肺炎	血液検査・点滴・内服など
尿路感染症	検尿・血液検査・点滴・内服など
带状疱疹	点滴・内服・軟膏塗布など
蜂窩織炎	採血検査・点滴・内服など